

意見公募（パブリックコメント）の実施結果について

案件名	令和4年度事務事業評価（令和3年度実施事業）		
意見の募集期間	令和4年12月2日（金）～令和5年1月4日（水）		
担当グループ	総務部企画調整グループ		
意見提出者数	1人		
意見件数	3件		
提出された意見の概要と市の考え方			
<p>【分類欄について】</p> <p>A：意見を案に反映したもの</p> <p>B：意見を既に案に盛り込んでいるもの</p> <p>C：意見を今後の参考とするもの</p> <p>D：意見を案に反映しなかったもの・その他の意見等</p>			
No.	意見の概要	市の考え方	分類
1	<p>水道事業について、室蘭市の事例を踏まえて、登別市内においても「ガソリンスタンド」付近を通る水道管の一斉点検を含めて有害物質が出そうな場所も健康被害が発生しないように対策を講じ、室蘭市の事例が出ないことを市民として望むものです。</p> <p>安心安全な水道供給は大事であることとし【継続】する事業として考えてもらいたい。</p> <p>また、水道民営化の事例もありますが水道民営化は反対します。</p> <p>水道民営化議論について登別市の水道行政の考え方として業務委託する範囲も記載すべきです。</p> <p>「上水道石綿セメント管の更新」とは先に述べた件を踏まえて詳しく記載して欲しいところです。</p>	<p>送配水施設整備事業においては、施設全体の健全性を維持するため、予防的な保全対策も含めて既に策定済みである各種計画等に基づいて取り組むことにより、継続的に安全な水道水の供給に努めています。</p> <p>なお、現時点においては、本市水道事業の民営化の予定はありませんが、今後、効率的な事業運営の一つの手法として多種多様な官民連携について検討しつつ、事業の効率化を図っていきます。</p> <p>また、石綿セメント管については、昭和40年代頃まで多く使用されたものであり、経年劣化により非常に老朽しているほか耐震性もないため、破損や災害などに備え優先的に更新を進めています。</p>	C

2	<p>①大雪となった場合、札幌市のように、交通麻痺や救急車等の緊急車両の通行が出来ないといった事象が発生しました。登別市の場合もこの実例を踏まえて除雪のあり方を学び適切に運用することが望まれます。今後の課題として イ 作業自動車の燃料問題高騰 ロ 担い手問題 ハ 受託する会社の継続問題が挙げられます。この点を踏まえて「統合」という判断なのでしょうか。</p> <p>② 穴ボコの補修は、住民訴訟・国家賠償請求訴訟へのなりうることも考えられます。小さな穴ボコが問題に繋がる可能性もあることから、作業の前後で写真撮影など最低限度行い、記録をとっていくことも必要ではないでしょうか。</p> <p>③ 登別市内でも重量のある特殊車両の通行が激しい道路では地盤沈下が見受けられます。なぜ地盤沈下をしているのかを検証し、重量物車両が通行するのであれば、重量制限の交通標識を設置して牽制をする措置なども必要ではないでしょうか。地盤沈下の要因は重量車両であるほか土砂流出や地中空洞化、地震等による影響などもあり、日常的な点検が道路の安全と長寿命化に繋がります。この点を盛り込むべきではないでしょうか。</p>	<p>①事務事業評価における「統合」とは、事業の効果的な運用を図るため、2件以上の事業を1件にまとめるという意味であります。道路維持に関する事業で統合を行った案件としては、令和3年度に「除雪委託事業」と「冬道対策事業」、令和4年度に「市道常時補修事業」と「市道維持補修事業」を統合したところです。いただいたご意見の課題につきましては、本市としても検討すべき課題ととらえておりますので、これらを踏まえ、今後の除雪作業に努めてまいります。</p> <p>②道路の穴などの補修については、必要に応じて補修の前後で写真を撮影し記録を残すようにしております。</p> <p>③道路法に基づき、一定の大きさや重さを超える車両を通行させるときは、道路管理者の許可を得ることになっておりますので、無秩序に特殊車両が往来することはありません。なお、道路の沈下について要因は様々であります。なお、日常的な道路の点検については「市道常時補修事業」にて行っており、道路の沈下を含む異常の有無等を確認し、必要な対策を講じるなど安全管理に努めております。</p>	C
3	<p>① 市内に設置しているデジタルテレビ中継局の停電回数(0が望ましい)とありますが、無停電電源装置の有無や日常点検によってなぜ起こったのかの「なぜ」がないので詳しい検証結果を記載するべきです。この放送事故については、異常を知らせる装置が何らかの通信を通じて市が対応したのか委託事業者が対処したのか、また障害発生から復旧までどのくらいの時間があったのかの復旧報告も記載があってもよかったですか。</p> <p>② 受信障害対策中継放送（ミニサテライト局）の意義について、登別市内では難視聴対策共聴設備がある区域が何箇所かあります。両設備で停波は起こってはならないと考えているため、ミニサテライト局と共聴設備の意義と違いなども含めて記載が必要ではないでしょうか。</p> <p>③ NHKが放送法15条「全国あまねく放送を届ける」の趣旨は？難視聴地域に対して、民放やNHKの費用負担はどうなっているのか？を記載するべきではないか？</p>	<p>①今後の事務事業評価において、いただいたご意見を参考にわかりやすい記載に努めてまいります。</p> <p>②本事業は驚別デジタルテレビ中継局に設置している蓄電池の性能を向上させる事業であることから、共聴設備の意義等について記載する予定はありませんが、デジタルテレビ中継局が送信している電波は共聴設備で受信し、難視聴世帯へ届けていることから、日ごろから安定した電波を送信するようデジタルテレビ中継局の維持管理に努めてまいります。</p> <p>③のご意見については、当該事業に直接関係のない事項であることから、今後の事務事業評価においても記載する予定はありません。</p>	C